○ 厚生労働省 令第四号 文部科学省

地 域 \mathcal{O} 自 主 性 及び 自 <u>\frac{1}{1}</u> 性 を高 める ため \mathcal{O} 改 革 \mathcal{O} 推 進 を図るため \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 に 関 する法律 平 ·成二十

関 する法語 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正する省令を次のように定める。

年

法

律

第三十七号)

 \mathcal{O}

部

 \mathcal{O}

施

行

に

伴

V ;

就学

前

 \mathcal{O}

子ども

に

関

する教育、

保育等

 \mathcal{O}

総合的

な提供

 \mathcal{O}

推

進に

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣 中川 正春

厚生労働大臣 小宮山洋子

就学前 の子どもに関する教育 保育等の総合的 な提供の推進に関する法 律施 行 規 則 \mathcal{O} 部を改 Ē する

省令

就学 前 \mathcal{O} 子 ジも に 関 する 教 育、 保 育 等 \mathcal{O} 総 合的 な提 供 0 推 進 に 関 す る法法 律 施 行 規 則 (平成 十八 八年. 文部知 厚生 一労働 科学

省令第三号)の一部を次のように改正する。省

第六条第二 一号中 第六条 第 項」 を 「第六条」 に、 同 項」 を 同 条 に改 8 る。

第七 条第二号中 「第三条第 項各号又は第二項各号に掲げ る を 第三 一条第 項又は 第三項 O都 道 府 県の

条例で定める」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改める。

附則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。